

生駒市規則第14号

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月18日

生駒市長 山下 真

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

生駒山麓公園ふれあいセンター条例施行規則（平成3年11月生駒市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表浴場の項中「午前10時から午後9時まで」を「午前11時から午後8時まで」に、「午後6時」を「午後5時」に改め、同表プールの項中「午前9時から午後8時まで」を「午前11時から午後6時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。